平成２１年（フ）第３０６号
長野県安曇野市三郷明盛423－２　フォーブルミサワ101、住民票上の住所長野県塩尻市大字広丘吉田1066番地７
債務者　奈須野和未
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１２２号
山口県岩国市周東町獺越3148番地
債務者　村松　　勝
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第２４８号
宮崎県延岡市南一ケ岡２丁目15番５号
債務者　山﨑　美香
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３３５号
山口県下関市大坪本町594―１、住民票上の住所山口県下関市大坪本町６番16号
債務者　垰本　憲治
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第６７０号
熊本市楡木５丁目６番３号
債務者　横田　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７１１号
熊本市本荘２丁目６番１―406号
債務者　松浦　円子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７８６号
熊本県上益城郡甲佐町大字上揚1113番地１
債務者　中澤美和子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８６８号
熊本市東町３丁目６番32―10号
債務者　水足カズ子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１９９号
福島県いわき市平字橋下１番地　ニューアロービル11
債務者　熊木　友洋
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２０１号
福島県いわき市平豊間字原町114番地の１、前住所福島県いわき市平下平窪字寺内241番地の10
債務者　内山美代子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２０３号
福島県いわき市小川町上小川字細石赤坂39番地の135
債務者　遠藤　真紀
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２１６号
福島県いわき市小名浜住吉字道下37番地　サンハイツ202
債務者　佐々木育男
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第５１１号
静岡県浜松市南区老間町162番地　サンコーポラス４―103、前住所静岡県浜松市南区参野町339番地の３　レオパレスフローラⅡ―101
債務者　毛利　昭男
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第８０７０号
大阪市東住吉区南田辺３丁目27番22号
債務者　徳原かをり（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４１号
栃木県鹿沼市花岡町74番地１
債務者　木村　正悦
1　決定年月日時　平成21年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６５１号
栃木県小山市犬塚３丁目32番地１　県営犬塚住宅312号
債務者　宮尾　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係